

議案第8号

逗子市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正
について

逗子市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を次の
ように改正する。

令和2年2月20日提出

逗子市長 桐ヶ谷 寛

逗子市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改
正する条例

逗子市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和43年逗子
市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第1条中「身体障害」を「障害」に改める。

第2条第2号中「公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関
する法律（昭和32年法律第143号）」を「逗子市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬
剤師の公務災害補償に関する条例（平成14年逗子市条例第11号）」に改める。

第4条を次のように改める。

（補償基礎額）

第4条 この条例で「補償基礎額」とは、次の各号に定める者の区分に応じ、当該各号
に掲げる額とする。

- (1) 議会の議員 議会の議長が市長と協議して定める額
- (2) 執行機関たる委員会の非常勤の委員及び非常勤の監査委員 市長が定める額
- (3) その報酬が日額で定められている職員 負傷若しくは死亡の原因である事故の発
生の日又は診断によって疾病が確定した日においてその者について定められていた
報酬の額（その報酬の額が補償基礎額として公正を欠くと認められる場合は、実施

機関が市長と協議して別に定める額)

(4) 報酬が日額以外の方法によって定められている職員又は報酬のない職員 前号に掲げる者との均衡を考慮して実施機関が市長と協議して定める額

(5) 給料を支給される職員 法第2条第4項に規定する平均給与額の例により実施機関が市長と協議して定める額

第7条の2第1項各号列記以外の部分中「障害の等級」を「傷病等級」に改め、同項第2号中「身体障害」を「障害」に、「障害の等級」を「傷病等級」に改める。

第8条及び第9条第2項中「身体障害」を「障害」に改める。

第11条第1項第4号中「身体障害に該当する状態」を「障害に該当する障害の状態」に改め、同条第3項第1号中「状態」を「障害の状態」に改める。

第12条第1項第5号及び第6号中「第11条」を「前条」に改める。

附則第2項及び第22項並びに別表第1備考中「身体障害」を「障害」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の逗子市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第4条の規定は、この条例の施行の日以後に発生した事故に起因する公務上の災害又は通勤による災害に係る補償について適用する。

(提案理由)

会計年度任用職員制度の導入に伴う地方公務員法（昭和25年法律第261号）の改正に伴い、所要の規定を整備する必要があるため提案する。